

競争参加者の資格に関する公示

佐賀(5)建築工事監理業務に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和5年7月12日

九州防衛局長
(公印省略)

- 1 業務の名称 佐賀(5)建築工事監理業務
- 2 業務場所 佐賀県佐賀市
- 3 業務内容 次の工事に伴う工事監理業務（【昼間】建築／常駐7名、巡回3名、【夜間】建築／常駐1名、巡回1名）を行う。

【対象工事】

- 佐賀(5)駐屯地新設土木その他工事（技術協力業務対象工事(その2)）（仮称）
- 佐賀(5)駐屯地新設土木その他工事（技術協力業務対象工事(その3)）（仮称）
- 佐賀(5)駐屯地新設土木その他工事（技術協力業務対象工事(その4)）（仮称）

- ・ 隊庁舎新設（鉄骨造8階建て／延べ面積 約19,300㎡）
- ・ 格納庫1新設（鉄骨造平屋建て・鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約5,500㎡）
- ・ 格納庫2新設（鉄骨造平屋建て・鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約6,100㎡）
- ・ 格納庫3新設（鉄骨造平屋建て・鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約8,300㎡）
- ・ 整備場新設（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約470㎡）
- ・ 事務室新設（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約20㎡）
- ・ 管理棟新設（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約820㎡）
- ・ 警衛所新設（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約250㎡）
- ・ 哨所1新設（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約4㎡）
- ・ 哨所2新設（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約4㎡）
- ・ 燃料ポンプ室新設（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約60㎡）
- ・ 消火ポンプ室新設（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約30㎡）
- ・ 航空燃料上屋新設（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約70㎡）
- ・ 車両燃料上屋新設（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約70㎡）
- ・ 油脂庫新設（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約70㎡）
- ・ ボンベ庫新設（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約40㎡）

・門柱・門扉新設（鉄筋コンクリート造）

4 履行期限 令和7年6月30日まで

5 競争参加資格審査申請書の交付期間等

(1) 交付期間 令和5年7月12日から令和5年9月4日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は17時まで。

(2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター
<https://www.dfeg.mod.go.jp>

(3) その他 共同体として資格を得ようとする者に交付する。

6 申請書の提出

(1) 提出期間 令和5年7月12日から令和5年7月24日までの行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで（12時から13時までの間を除く）。ただし、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）若しくは電子メールによる場合は令和5年7月24日17時必着とする。

なお、令和5年7月25日以降も当該業務に係る開札の時まで随時受け付けるが、開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

(2) 提出場所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎
九州防衛局総務部契約課
TEL 092-483-8829 FAX 092-472-2345
メールアドレス ks-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp

(3) 提出方法 申請書に共同体協定書（下記7(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送等若しくは電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、(2)へ電話連絡するものとする。

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 共同体としての資格

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア 防衛省における令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」に係る級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。)

イ 防衛省競争参加資格において、「建築」に係る級別の格付は「A」を受け、九州防衛局に競争参加を希望している2者以上とする組合せであること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、九州防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）（防

整施(事)第150号。28. 3. 31) に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記6(2)の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

8 競争参加資格の級別の格付を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記7(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む共同体も上記6により申請することができる。この場合、上記7(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該業務の開札の時までに共同体として資格の審査が終了していないとき又は上記7(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該業務の開札までに上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、共同体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から業務委託契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし、当該業務の受注者以外の者であっては、当該業務の委託契約が締結された日までとする。

11 その他

(1) 共同体の名称は、「佐賀(5)建築工事監理業務〇〇〇・〇〇〇共同体」とする。

(2) 当該業務に係る競争に参加するためには、開札の時ににおいて、共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「入札公告(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。